

郵便業務における新たな生活様式に合わせた 新型コロナウイルス感染防止対策

1 目的

4月から支社指示による新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しているが、政府による緊急事態宣言が解除され、本社で「日本郵便における新型コロナウイルス感染予防対策基本的対応方針」を策定したことから、感染拡大防止対策を、新たな生活様式に合わせて見直す。

2 現在取組中の項目の見直し

	支社指示による「郵便業務における新型コロナウイルス感染防止対策」による取組	本社策定の「日本郵便における新型コロナウイルス感染予防対策基本的対応方針」による取組内容の有無	取組内容等
(1)	班内で勤務時間・休憩時間をシフト	有	業務の事情又は地域の特性等を勘案し、勤務指定変更（時差出勤）等により出勤人数を分散 等
(2)	レイアウトを調整し社員同士の距離を確保	有	・社員同士、一定の距離を確保し対面での作業を回避 等
(3)	ミーティングの簡素化	無	別紙のとおり。
(4)	点呼時の感染予防	有	・別紙のとおり。 ・可能な限り社員同士、一定の距離を確保。 ・アルコールチェック実施時は、チェッカーを机に置く等、点呼執行者に息が吹きかからない方法で実施。
(5)	帰局時の手洗い	有	帰局後は石けんを使った丁寧な手洗いを実施。
(6)	郵便内務作業における感染予防	有	・3密を回避。 ・社員同士、一定の距離を確保し対面での作業を回避 等
(7)	共通関係社員における感染予防	有	・3密を回避。 ・社員同士、一定の距離を確保 等
(8)	外務社員のマスク着用	有	本社指示による「熱中症予防に向けた局外のマスク着用の取扱い」で、マスクの着用は、「集荷・配達先等施設内」及び「対面配達時」に限る。
(9)	郵便体操の中止	無	別紙のとおり。

3 実施時期

2020年7月1日（水）以降、準備でき次第。

4 その他

新たな生活様式に合わせた取組みの実施に当たっては、ポータルサイト掲載の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」も参考にする。

以上

新たな生活様式に合わせた感染拡大防止対策

今後も「3密(密閉、密集、密接)」をできる限り低減した新たな生活様式に即した作業環境とするために、以下に示す各種取組みを参考に郵便局の体制を構築してください。

また、自局の業務実態を確認・再度点検し、下記の示す業務のほか、3密の改善が必要な場合、必要に応じて対策等を講じてください。

1 支社指示による新型コロナウイルス感染拡大防止対策で取組中の項目

取組項目	新たな生活様式に合わせた感染拡大防止対策
ミーティングの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室内を効率的に活用し、必要最小限の人数で実施し、社員間の距離を確保。 ・事前又はミーティング時にペーパー配布し、指示事項を周知する方法などにより時間を短縮。 ・唱和は社員間の距離を確保し、マスクの着用など飛沫防止対策を講じた上で実施。
点呼時の感染予防	<ul style="list-style-type: none"> ・点呼時のマスク着用は可。ただし、アルコールチェック時、乗務者はマスクを外して実施。 ・点呼時、アルコールチェッカーを乗務者自身が手に持って実施することも可(アルコール消毒、飛沫防止対策(※)等、防止対策が実施されているなど、状況に応じて執行者が手に持って実施することも可)。 ・点呼時の安全唱和は飛沫防止対策(※)を講じた上で実施。ただし必要以上に大声での唱和はしないよう留意。 <p>※マスク着用のほか、点呼台の飛沫防止用ビニールシートの設置など、自局で実施している対策を含む。</p>
郵便体操の中止	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故防止、労災事故防止を踏まえ、できる限り社員間の距離を保ち実施(可能な場合屋外で実施)。 ・社員間の距離が保てない場合は、掛け声などの声出しは必要最小限とするなど、状況に応じて実施。

2 SKYT

以下の方法を参考に、原則、実施。

- ・円陣形式でなく教室形式で飛沫防止対策を講じた上で実施
- ・お互いに声が聞こえる程度の発言として、必要以上に大声での発言は控える
- ・安全行動唱和は、円陣形式でなく一定方向を向くなど飛沫防止対策を講じた上で実施
- ・タッチアンドコールは、原則実施しないこととするが、実施する場合は、自分の手に向かって実施(手を触れない)する等、局状に応じて判断。

以上